

孝明新政府論

後藤致人

はじめに

一九七〇年代ころまで近代天皇制の成立に関する研究は、発展段階史観と密接な関係にあり、明治維新は絶対主義段階なのか、または市民革命段階なのか根本的な問題関心として存在した。一九七〇年代以降個別の実証的研究が進展し、各藩の幕末維新期の動向が具体的に明らかに、さらに近代天皇制国家への道を意識するあまり軽視されてきた奥羽越列藩同盟・幕府革新官僚などの再検討が進んだ。近代天皇制の成立に関する研究は、しだいに発展段階史観から切り離され、実証研究の深まりを前提として新しい段階に入る。

一九九〇年代、冷戦構造の崩壊とともに、発展段階史観にかわる枠組みについて議論があり、なかでも国民国家論は、近代天皇制の成立の問題に大きな影響を与えた。国民国家とは、十九世紀に外圧などの危機意識が契機になって、言語・歴史・宗教などを基準として「民族」が創出され、それが学校教育・軍隊・宗教施設を通じて広められ、この「民族」をもとに形成された国家のことである。国民国家の理念は、フラン

ス革命のなかに存在するが、システムとして国民国家が世界史上に登場するのは、一八七〇年普仏戦争という一つの戦争が契機となっている。

プロシアは、ナポレオン戦争の敗戦後、ドイツ人のためのドイツ国家建設を悲願としていたが、隣国に大国家成立を嫌うナポレオン三世のフランス第二帝政によって干渉され、ドイツ帝国建設のためには、フランスと戦う必要があった。また、中世以来分裂国家となっていたイタリアでは、イタリア半島統一が悲願であったが、同じく隣国に大国家ができることを嫌うフランス第二帝政によって干渉されていた。

そして、一八七〇年プロシアとフランスの間で戦争が起こり、プロシア軍が大勝、フランスの首都パリまで進撃し、一八七一年占領したパリでドイツ帝国の成立を宣言した。大敗に衝撃を受けたフランスでは、一八七〇年第三共和国が成立し、フランス革命の理念に戻って、フランス人のためのフランス国家建設にむかう。またイタリアでは、この戦争でフランスの干渉が弱まったことよって、一八七〇年イタリア半島統一を実現する。つまり、一八七〇・一年にフランス・ドイツ・イタリアというヨーロッパ中央部に相次いで国民国家が成立しているのである。

アメリカは、この戦争と直接関係はないが、一八六五年に北軍の勝利によって南北戦争を終結させ、州の連合体ではなく、連邦政府を中央集権的にして、アメリカ人のためのアメリカ国家建設を目指す。ロシアは、クリミア戦争の敗戦後、一八六一年に農奴解放令をだし、不充

分ながらも封建的身分制度を見直し、資本主義化を目指した。このように、一八七〇年前後にフランス・イタリア・ドイツ・アメリカ・ロシアで相次いで国民国家が成立するのである。そしてこの一八七〇年代での列強の国民国家形成と一八八〇年代以降の帝国主義時代に

は、密接な関係がある⁽³⁾。

それでは、日本における国民国家形成の過程とはどのようなものだろうか。日本で国民国家の基礎となる「民族」はどのように創出されたのだろうか。

近世日本では、士族層に「日本人」という意識は存在したものの、それが第一義的であったかという疑問が残る。長州藩の人間ならば、第一が「長州人」という意識であって、「日本人」という意識は二義的であったと考えられる。しかし、近代になると「日本人」という意識が次第に第一義的になり、「山口県人」という意識は二義的になる。ペリー来航以降、脱藩浪士らが藩を超えて、「日本人」という意識に目覚めることがあるが、これが「民族」創出の過程ではないか。「民族」の原型は古くからあるものの、外圧が契機となり、はつきりと自覚されるようになるのである。

しかし、外圧というのは、古代以来繰り返されてきたものであり、それのみが近代特有の現象ではない。脱藩浪士だけでなく、「日本人」という意識が民衆レベルまでシステマ的に生産されていくところに近代の「民族」の特徴がある。明治以降、「日本人」という意識は学校教育・軍隊・神社などの宗教施設を中心に広められ、日清・日露戦争を経て民衆レベルにまで到達したと考えられる。学校教育によって、標準語としての「日本語」が普及し、大和朝廷以来の歴史が日本の歴史として学校で教えられ、それは大和朝廷の領域外であった北海道や沖縄であっても同じであった。共通する言語、共有する歴史を学校教育などによってシステマ的に広めることによって、近代において「日本人」は創出されていった。この過程はヨーロッパ諸国のものとはほぼ同じである。

しかし、「日本人」創出の過程には、言語・歴史・宗教と並んで天皇が重要な要素として加わっている。天皇という古代以来の王権を持ち出すことによって、幕藩体制を否定し、「日本人」の自覚を促すことにながっている。世界が帝国主義時代に突入する前に、ペリー来航以後比較的短期間のうちに近代化を遂げたのは、誰も否定できない天皇という結集軸があったことが大きい。

近世後期になると国学の影響もあり、天皇権威は、士族層だけでなく各層に広がり、在地において地域秩序の維持に責任を持つ層も、自身の地域における権威付けのために天皇権威に接近する姿が目立つようになる⁽⁴⁾。江戸幕府もまた近世後期になると天皇から権力を委任されたという大政委任論を掲げ、江戸幕府の権威付けのために天皇に接近する姿があった。天皇権威は、近世後期になって徐々に上昇し、各層に影響力を持つようになったことがうかがえるが、ただ天皇が権力の中枢に位置づけられるようになるには、なお飛躍が必要である。

本稿では、日本における国民国家形成の過程を考えるために、天皇権威の上昇を背景に、いつ天皇が権力の中枢に位置づけられたのかを考察する。具体的には、一八五〇・六〇年代の外交・内政問題はどこで議論され、どこが最終的決定権Ⅱ大政の決定権をもっていたのかを検討したい。大政の決定権の推移をみることによって、天皇の権力構造における位置づけが理解できるのではないだろうか。

第一章 天皇が権力の中枢に位置づけられたのはいつか

江戸時代は、外交問題に関して基本的に幕府が大政の決定・執行を独

占していた。一八五四年（安政元）日米和親条約でも、江戸幕府ははじめて朝廷・諸大名にまで議論の参加を認めたが、江戸城における諸大名を集めた会議の後、幕府の責任で調印している。一八五八年（安政五）日米修好通商条約では、条約締結のためには勅許が必要との認識が幕閣にあったが、勅許が得られないとわかると幕府内部で意志が決定され、大老井伊直弼の判断で調印している。つまり、一八五〇年代において、朝廷・雄藩の発言力の上昇は確認できるものの、外交問題に関して幕府が大政の決定・執行権を握っている状況は変わっていない。しかし、一八六〇年代の半ばになると、幕府が国策上の最終的決定権を握っていたとは言えない状況が生まれてきている。

日米和親条約・日米修好通商条約と比較するには格好の素材である、一八六五年（慶応元）条約勅許問題での大政の決定経過を追ってみよう。

〔史料1〕『御評議箇條』慶応元年⁶⁾

十月四日大樹（將軍筆者註、以下同じ）ヨリ一橋中納言（一橋慶喜）松平肥後守（松平容保）松平越中守（松平定敬）小笠原壹岐守（小笠原長行）ヲ以條約御衆評願立撤夜議論之事
五日國持并准國司會津桑名等家來以前議被召御尋之事
條約御許容之御書取一橋中納言へ被渡候事
右於御前御治定

〔史料1〕によれば、兵庫沖に集結した外国船の圧力の下、京都において將軍の命により、一橋慶喜・會津松平容保・桑名松平定敬・小笠原

孝明新政府論（後藤）

長行が外交方針の原案を議論し、意志決定は朝廷における「國持」「准國司」「會津」「桑名」等雄藩を集めての朝議で行われていることがわかる。条約文書も勅令である。つまり、一八六〇年代半ばの国策上重要な外交問題が、朝廷における雄藩を交えての朝議で決定され、決定文書も幕令ではなく勅令に移っている。

一八六〇年代半ばの内政問題として懸案であった、一八六四年（元治元）第一次長州戦争においても、最終的意志決定は朝廷で行われ、決定文書も勅令である。

〔史料2〕『中山忠能日記』元治元年七月三十日⁷⁾

長州追討廿一大名被仰付來月六日勢揃云々去廿六日柳原黃門面會内咄追討者於朝廷御一決人體等自幕府定仰由也如今日之儀於人體モ自朝廷御沙汰歎大樹四月御受御委任有其詮哉御委任總而被止者尤可如今日言行一朝家受恨之政事可悲可悲開口即遭閉居實難堪世姿也

中山忠能は、長州藩追討を朝廷で決めたことに憤慨している。そこから、長州藩追討に反対する公家の間にも、長州戦争の最終的決定権は朝廷が握っているという認識がうかがえる。実際、征長軍の出征・凱旋の儀式は朝廷で行われている。征長総督尾張徳川慶勝らは、十月十二日に「防長追討御暇乞」のために朝廷に参内する。孝明天皇より「御劍一振ツ、被下且尾老ハ寮之御馬等拜領」し、さらに沙汰書を受け取っている。その内容は薩摩藩が近衛忠房に願書した通りのものであった。⁸⁾

翌年、薩摩藩が描いたような戦争終結を迎えるが、凱旋の儀式にあた

り朝廷と幕府との間で意見の相違があった。幕府側は、「今般帰路之節上京仕候ニ不及早々参府可仕」と朝廷で凱旋報告をする必要はないと考えていたが、これに対し朝廷側は「矢張早々可有上京御沙汰之旨伺定可所置上命候」と異議を申し立て、結局一八六五年（慶応元）二月二十七日征長総督徳川慶勝・副将松平茂昭は、広島から凱旋して朝廷で長防鎮定の状を奏している。¹⁰ 第一次長州戦争では、征長軍の人は幕府主導であったが、勅令で戦争が遂行され、凱旋の儀式も、幕府の意向であった江戸ではなく朝廷で行われていたことがわかる。

条約勅許問題・第一次長州戦争をみるかぎり、一八六〇年代半ばになると外交・内政ともに大政を最終的に決する場合は朝廷となり、それを決定する文書も勅令となっている。

中央権力の推移によって時代区分をする場合、大政の最終決定をする場が江戸城から雄藩の参加した朝議に移り、決定文書も幕令ではなく勅令に変化していったとなると、一八六〇年代半ばには、もう「江戸」時代ではないのではないか。

江戸幕府が大政の決定権を握っていた時代の終わりはいつであろうか。それは、実際の政治場面において勅令が幕令よりも上位の文書として流通するようになった時期、大政を決定する空間が江戸城ではなく京都の朝廷に移動した時期、の二面を検証することによって浮かび上がってくると思われる。

第二章 攘夷新体制の成立

一、体制における勅令の位置づけの変化

勅令が実際の政治場面において幕令よりも上位に位置した時期についてであるが、これは三段階にわけて検討する必要がある。第一段階は一八五八年（安政五）攘夷の勅令の伝達、第二段階は一八六二年攘夷新体制の成立、第三段階は一八六三年八・一八政変である。ここでは第一・二段階について検討する。

勅令が現実の政治のなかで大きな意味をもったものに、一八五八年（安政五）攘夷の勅令がある。幕府は彦根藩主井伊直弼を大老職と為し、日米条約問題の解決を迅速に進めようとした。植民地の危機感もち、攘夷の決行を念願する孝明天皇は、五月十三日関白左右大臣内大臣などを招集して、時事の密勅を出し、¹¹ 同月二十五日にも幕府によるアメリカ大統領に渡す文案を見て、関白九条尚忠に反対意見を陳述している。¹²

しかし幕府は、六月になり天皇の意向を無視して日米修好通商条約を締結する。孝明天皇はこのとき、反対を表明するために譲位の念を漏らした。¹³ 幕府は国内引き締めに取り出し、尾張藩主徳川慶勝を引退させ、前水戸藩主徳川斉昭に謹慎を命じ、將軍継子問題にも決着をつける。また酒井忠義を京都所司代とし、年寄間部詮勝に入京を命じて朝廷の監視を強めた。このような幕府の強硬姿勢をみた孝明天皇は、八月五日になり再び譲位の念を漏らし、ついに左右大臣は天皇の意向が攘夷にあることを幕府と水戸藩に伝えることで天皇の譲位を止めるしかなかった。

この攘夷の勅令は、水戸藩という一個の大名に直接出されているという点で重要である。さらに水戸藩に出された勅令には、「猶同列之方々三卿家門之衆以上隠居ニ至迄列藩一同ニモ御趣意被相心得候様向々へ傳達可有之」と、水戸藩から諸大名に天皇の意志が攘夷にあることを伝達するよう書かれており、安政五年の攘夷の勅令は、朝廷と大名が幕府を挟まずに結び付いたという点で画期的な事件であつたと言える。

しかし、この段階では朝廷の意向が絶対化してはいたわけではない。水戸藩も含め、この勅令はすぐには守られてない。幕府は、攘夷の勅令の否定に走る。翌年の二月に京都所司代酒井忠義は、関白と左大臣以下の進退を稟議し、幕府の内奏にて、内大臣一条忠香・権大納言二条斉敬らを謹慎に処した。また酒井忠義・間部詮勝は、攘夷の勅令の文書を朝廷に還納することに決定を導いた¹⁵⁾。安政五年攘夷の勅令の段階では、勅令が幕府よりも實際的に上位に位置していたとまでは言いきれない。

しかし、第二段階と設定した一八六二年（文久二）になると勅令の重みが増し、また勅令が諸大名に頻繁に出されるようになる。それは、薩摩藩が勅使とともに江戸に入り、攘夷実行のために將軍上洛と幕政改革、雄藩会議の設置を要求した結果、京都において攘夷新体制が成立したのが契機となつている。一八六二年十月には、孝明天皇の意志が攘夷にあり、幕府も攘夷実行に同意したことを、朝廷から直接有力十四藩に「内達書」として伝達されている。伝達の方法は、例えば細川氏に対しては一条氏が、久留米有馬氏に対しては広幡氏が伝えているように、各大名と縁故の深い公家が介在した¹⁶⁾。

一八六三年（文久三）六月、長州藩によって攘夷が実行に移され、下関を通過する外国船に対して無差別に砲撃が加えられる。この長州藩に

孝明新政府論（後藤）

よる攘夷は、決して一藩単独によるものではなく、朝廷を中心とした攘夷新体制の枠内で行われたものである。朝廷は、正親町公童を監察使として長州藩に遣わし¹⁷⁾、さらに朝廷は諸大名に直接「今十四日天保山沖へ英艦渡来之処奉勅意打払候趣神妙之至ニ候猶又不失其機可有攘斥候事」と長州藩に呼応して攘夷を続けるよう指示している¹⁸⁾。

しかし、幕府は攘夷実行を諸大名に命じてはいなかった。ここに勅令と幕令との間に齟齬が生まれ、勅令と幕令の整合性が体制上の懸案となつた。例えば因幡藩は、攘夷の朝意を受け取ると幕府に申稟書を提出し、幕府の判断を待っているように、各藩は勅令の取り扱いに困惑していた。

二、朝廷・幕府・雄藩の体制における位置づけの変化

重要国策を決定する空間が江戸城から京都の朝廷に移動した時期についてであるが、これも前節で触れた一八六二年（文久二）の薩摩藩をともなつた勅使が関東に下向し、攘夷実行のために將軍上洛と幕政改革、雄藩会議の設置を要求したことが契機となっている。つまり、文久二年の勅使下向は、単なる幕政改革にとどまらない、朝廷・薩摩藩による新体制構想の提言として画期性をもっている。

（史料3）『中山忠能履歴資料』文久二年五月¹⁹⁾

勅使へ被下四枚之内三

五月廿日大原渡三箇條御書取寫

第一

大樹公早く諸大名ヲ率ヒ上洛アツテ 朝廷ニオイテ相共ニ國家ノ

治平ヲ計議シ萬人ノ疑ヲ散セシメ 皇國一和ノ正氣トナシ速ニ蠻夷ノ患難ヲ攘ヒ上ハ 祖宗ノ 神慮ヲ慰メ下ハ義臣ノ歸嚮ニ從ヒ 萬民ヲ化育シ天下ヲ泰山ノ安ニ比セラレ度事

第二

豊臣ノ故事ニヨリ沿海五ヶ國ノ大藩ヲ以テ五大老トシ國政ヲ咨決セシメ夷戎ヲ防禦スルノ處置ヲ為サハ環海ノ武備堅固確然トシテ 必夷戎ヲ掃攘スルノ功アラント 思召候事

第三

一橋刑部卿ヲ後見トシ越前々中將ヲ大老トシテ幕府ヲ扶ケ政事ヲ計ラシメハ戎虜ノ慢ヲ受スシテ衆人ノ望ニ協フヘクト 思食候事

朝廷から幕府への要求は、三力条にわかれている。第一に、攘夷実行のために、將軍や諸大名は京都に上洛し、朝廷で政治を行うこと、第二に大藩による雄藩會議が大政を決定すること、第三に譜代大名による幕閣独占を改革し、雄藩大名を幕府の中心に据えることである。つまり、攘夷実行のために、將軍や諸大名は上京し、朝廷における雄藩會議が大政を決定し、雄藩主導で改革された幕府は決定された大政を執行する機関に位置づけ直すという幕藩体制を抜本的に再編する構想である。⁽²⁰⁾

幕府はこの新体制案をほぼ全面的に受け入れ、文久二年以降攘夷実行のための新体制が京都を中心に作られていく。將軍は実際に上京し、諸大名も続いた。一八六三年朝廷において將軍名代である一橋慶喜は、攘夷行を約束するとともに、井伊直弼による安政の大獄を失政として朝廷に謝罪した。⁽²¹⁾ 二月には上京諸大名が小御所で孝明天皇に対面し、朝廷より攘夷にあたって神宮警衛と隠岐対馬のような遠隔地防衛は諸藩が共

同してあたることを命じられ、尾張徳川慶勝、一橋慶喜ら大名は「交名」を朝廷に提出した。⁽²²⁾

朝幕関係も制度的に改められ、朝廷優位となる。一八六二年十一月には、君臣名分礼節を明らかにするため、京都町奉行らは路で堂上に会ったら下馬することになる。⁽²³⁾ 翌十二月には、従来関白以下の人事は幕府の内慮を得たのち任命していたものを、幕府自らこの規則を改め、幕府が朝廷人事に介入しないことになる。⁽²⁴⁾

さらに京都所司代の人事にも朝廷の意向が反映されるようになった。一八六二年七月、酒井忠義の後任の京都所司代人事において、幕府は宮津藩主松平宗秀を決めるが、朝議はそれを不可とし、改選を幕府に諭す。⁽²⁵⁾ その結果人事が覆り、長岡藩主牧野忠恭が後任の京都所司代になることが決まる。京都所司代の人事に朝廷の意向が入り、また朝廷の要求により京都守護職が設置されると、京都の行政治安を任務とする幕臣としての立場とともに朝臣としての立場も付与されていた。このことは、「二会案」の位置を考えるとときに重要である。

攘夷実行のために、朝廷人事も刷新された。また朝廷の制度も改められ、定期的に朝議を開くため、一八六二年十二月には朝廷の小御所において毎月十日に国事御用掛らによる評議が開かれることになる。⁽²⁶⁾ 朝廷における意志決定機関が常設されるようになったのである。

また京都を中心とする防備「帝都防衛」が進む。文久年間になると、さまざまな文書に「皇国」「帝都」という文言が登場する。日本は天皇を戴く国家であり、天皇の居る所が首府である、という認識が急速に広まっている。攘夷を実行することになると、首府防衛が懸案となるが、江戸ではなく京都を中心に防備を固めている。

以上、一八六二・三年ころの権力構造の変容を整理しておきたい。攘夷実行の高まりのなかで、幕政の行き詰まりを受け、雄藩が朝廷の意向を尊重し、雄藩主導の幕政改革が行われ、同時に將軍・諸大名が京都に上洛し、朝廷を中心に新体制ができる。このとき、朝廷が幕府よりも上位の機関であることが確認され、勅令も幕府を介在せずに頻繁に諸大名に伝達されるようになった。しかし、勅令と幕令の関係があまりまいであつたために、諸藩の間では攘夷実行をめぐる勅令の取り扱いに混乱がみられた。

第三章 八・一八政変の画期性

攘夷が行き詰まった一八六三年八月、京都で政変が起きる。薩摩藩と会津藩が手を結び、長州藩と長州藩に近い公家がこの新体制から追放されたのである。この八・一八政変は、長州藩の追放という中央政界の再編において重要な事件であるが、中央権力の変容という観点からみてどのような意義があるのだろうか。

国策の最終的決定はどこで行われているのか、決定文書は何かという観点から権力構造の変容を考察した場合、前章のとおり攘夷新体制の前と以後では決定の空間が江戸城から朝廷を中心とする京都に移り、勅令が頻繁に諸大名に伝達されるようになった点から、中央権力の移動がみてとれる。しかし八・一八政変では、攘夷新体制を形成した有力な雄藩である長州藩が追放され、急進的攘夷の朝議は以後一変しているが、権力構造が攘夷新体制以前の状態に戻ったとは認められない。八・一八政変以後も、国策の最終的決定は朝廷を中心とする京都で行われている

孝明新政府論（後藤）

し、勅令が決定文書として流通している。八・一八政変は幕府が起こしたクーデターではなく、京都における雄藩どうしの政争であり、幕府が絶対的権力を再び握ったわけではないからだと思われる。

権力構造の変容という観点からの八・一八政変の意義は、攘夷実行の勅令と幕令の齟齬が問題になったように、あまりまいであつた朝廷・幕府・雄藩三者の関係が、朝廷上位を前提として体制上に整備されたことにある。

八・一八政変後の一八六三年十二月、京都で参与会議が設置され、雄藩による大政の決定機構が整備される。文久二年の勅使下向の表に表明された新体制構想のうち、第二の雄藩会議の設立が現実化したのである。しかし、参与会議は一八六四年三月に雄藩どうしの主導権争いのため解散してしまう。

この後、朝廷は幕府に大政を委任することになる。しかし、この大政委任は文久以前のような全面委任ではない。あくまでも朝廷が幕府に比べ上位の機関であることを前提とし、大政の最終的決定権は朝廷が握つたまま、大政の執行権のみを幕府に委任したものである。

朝廷は、参与会議の解散を受け、在京諸藩に国是の意見を上申させた。約三十通集まり、幕府への大政委任が意見として大勢を占めたので、朝廷は同年四月に勅令によつて幕府に大政を委任している。ここで注意しておきたいのは、幕府への委任手続きにおいて、諸藩の意見上申を参考にした上での決定であり、大政の決定は雄藩を交えての朝議にあることに変わりはないことである。

さらに幕府への大政委任も、四つの政策条件（横浜鎖港、海岸防衛、長州藩の処置、物価安定）がつけられた上での委任であり、一國家之大

政大議ハ可遂奏聞事」という但し書きまでつけられていた。⁽²⁸⁾ここからみて、朝廷による幕府への大政委任は、朝議が大政を決定し、幕府はその決定された大政を執行する機関であるという国家機構上の位置が法制的に確認された出来事であったと言える。実際、例えば一八六五年（慶応元）条約勅許問題でも、朝廷が大政の最終的決定機関として存在していた。

しかし、このような朝幕関係に幕府側は違和感をもっていた。一八六五年二月、幕府老中松平宗秀らが上京し、將軍再上洛拒否、諸藩による朝廷警備の中止、朝廷の政務関与の否定、「一会桑」の関東下向などを要求した。⁽²⁹⁾幕府側は再び文久以前の状態に戻そうとしたのである。しかしこの企ては挫折する。関白は、小御所において老中を叱り付け、老中はしだいに「意縮」し、將軍の再上洛までも約束させられる始末であった。⁽³⁰⁾

ところで八・一八政変以後、一橋慶喜・会津松平容保・桑名松平定敬の、いわゆる「一会桑」は京都で発言力を強めていくが、はたして彼らは幕府の代表者と認めて良いのだろうか。

安政期の京都所司代は、幕府の代表者として朝廷との折衝に当たっている。しかし、京都守護職は、幕令ではなく勅令を奉じて京都守護職の命令を発している例があり、また京都守護職松平容保は孝明天皇から密勅をもらうなど人格的にも結び付きが深かった。孝明天皇は、密勅のなかで、「兼テ朕へ萬事内密之儀腹心ニ成呉候へハ爾来之所モ深満足之事⁽³¹⁾」と述べているように、松平容保に対して深い信頼を寄せている。そもそも京都守護職は、文久二年の勅使下向をきっかけに設置されたものであり、少なくとも朝廷と敵対する機関ではなかった。

一橋慶喜は、一八六四年三月將軍後見職を辞任し、以後は禁裏守衛総督撰海防衛指揮という京都防衛の地位を朝廷より任じられており、幕府の代表者の地位にあつた訳ではない。

一橋慶喜や松平容保は、その職本来の立場としてよりも、朝議での有力な助言者として権力に携わっている。第二次長州戦争をめぐる、薩摩藩が朝議に撤兵を進言したとき、朝廷は松平容保と一橋慶喜の意見を尊重している。⁽³²⁾「一会桑」は、朝幕関係の一体化に留意しつつも、幕府の単なる代弁者としてではなく、薩摩藩と並ぶ有力な雄藩の一つとして朝廷における大政決定に参与していたのではないか。

一八六六年（慶応二）七月、第二次長州戦争の最中に十四代將軍が死去する。後継者として一橋慶喜が内定していたが、慶喜は徳川宗家のみを継承し、四カ月以上にもわたって將軍職の地位につかなかった。切迫した政治情勢のなかで、慶喜はなぜ將軍職を四カ月も空位のままにしておいたのだろうか。これも、当時の権力構造の変容と関係がある。

八月八日、一橋慶喜が徳川宗家を継承すると、十九日に勅令で慶喜に政務を執ることすべて幕府の例にならうことが決まり、実質的権限が朝廷から慶喜に付与される。その後、紀伊藩主徳川茂承より「將軍職一日モ無之候テハ乍恐治亂之機ニ拘リ可申ト深憂慮仕候」と慶喜を將軍職に推す上書が朝廷に届き、以後前尾張藩主徳川慶勝、加賀藩主前田慶寧、松山藩主松平勝成、津山藩主松平慶倫などから同様の上書が朝廷に相次ぐ。朝廷はこのような雄藩の動向を踏まえて十二月五日に徳川慶喜を征夷大將軍に補すのである。

十五代將軍の決定過程は、一八六四年四月における幕府への大政委任の手続きと類似している。朝廷が將軍任命の最終的決定権をもち、雄藩

の意見を聞いた上で決定を下しているのである。つまり最大の雄藩である徳川宗家家督は、徳川宗家の問題であるためにすぐに継承することができるものの、国家機構の一部として位置づけ直された將軍職は諸大名の賛同を得たのちに朝議で決定という手続きを経るために、四カ月も時間が必要であったのではないか。ここからも朝廷を上位として幕府・雄藩が体制上に位置づけ直された状況を読み取ることができる。

これまでの議論をまとめておきたい。中央権力の推移を国策の最終的決定はどこで行われてきたか、決定文書は何かという観点から考察したとき、大政の決定・執行がともに江戸幕府内部で行われていた構造が、攘夷運動が高まる一八六二年を画期に変わる。幕府による安政の大獄の失敗、和宮降嫁問題で朝廷と幕府の立場が逆転すると、攘夷実行のため雄藩主導の幕政改革が行われ、京都においても將軍・諸大名が上洛し、制度や人事が一新され、朝廷を頂点とする攘夷実行のための新体制が形作られる。勅令も幕令との関係がいまいではあったが、諸大名に頻繁に伝達されるようになった。

八・一八政変で長州藩がこの新体制から追放されると、朝廷を頂点とする大政の決定・執行のシステムが整備される。すなわち、朝廷における雄藩を交えた朝議が大政を決定し、幕府はそれを執行する機関として位置づけ直された。幕府への大政委任、十五代將軍の任命も大政の決定が朝廷における雄藩を交えての朝議にあることを前提に行われたものであった。また一橋慶喜・松平容保は、朝議においてその大政の決定に参与し、影響力をもった。

第四章 「孝明新政府」概念の提唱

私は、一八六二年から六七年の間、孝明天皇を頂点に將軍・諸大名が上洛し、攘夷決行のための新体制が京都に成立し、整備された時期を、日本近代国家成立史のなかに積極的に位置づけるために、旧体制の意味合いのないものとして、「孝明新政府」という名称を提案したい。

「幕末期」を江戸時代から独立させて研究する必要性を訴えたのは、大久保利謙氏をはじめである。大久保氏は、『幕末政治』は、江戸時代のいわゆる幕藩体制の政治から明治の近代政治体制への展開期のいわば過渡期的政治形態で、動乱期として考えられているが、しかしこれを単に過渡的な時期として取扱うことは結局、明治政府が如何なる過程によって成立したかという問題をも曖昧にする結果となるのである。(中略)『幕藩体制』と『明治政府』との間に『幕末政治』または『幕末国家』期を設定してこれを積極的に評価する必要があるのである」と論じ、「公武合一体制」という体制概念を提唱した。⁽³⁵⁾

この大久保の議論を継承したのが田中彰氏である。田中氏は、大久保氏の提唱した「公武合一体制」を、外圧が契機となり、「幕府が独裁的地位を放棄して諸勢力と横の連繋によって連合政権的なものへすすむ方向」をとり、方式としては「合議制の政体」となり、大政奉還へと帰着する、と定義した。⁽³⁶⁾

家近良樹氏の「一会桑」を主な素材とした幕末政治史研究もこの大久保・田中両氏が築いた研究史の流れに沿うものであると思われる。家近氏は、倒幕に至る政治過程を五段階にわけて、その段階ごとに討幕派が

打倒しようとした対象をできるかぎり特定することで、幕府制廃止問題に従来とは違う見解を示そうとしている。つまり、京都に幕府から相対的に独立した「一会桑政権」が誕生し、一橋慶喜・松平容保が朝廷において主導権を掌握すると、薩摩藩などは会津藩を最大の打倒の対象とし、その後事態の進展によって幕府本体への攻撃を想定したと論じている。⁽³⁷⁾

私は、江戸時代の終焉を一八六二年とみて、一八六二年から六七七年の期間を江戸時代でも明治時代でもない別個の体制概念のなかで捉えようとする点で、大久保・田中・家近三氏が築いた研究史の流れに連なるものである。しかし、この時期の体制概念として、大久保・田中両氏の「公武合体制」、家近氏の政権概念としての「一会桑政権」でよいのだろうか。

「公武合体制」は、「佐幕派」に近いニュアンスをもち、桜田門外の変以降江戸幕府の延命のために天皇権威を利用しようとする幕府側の戦術的意味合い（＝江戸幕府側からの見方）が含まれている。「公武合体制」という名称は、江戸幕府側の立場が入ったものであり、概念として中立性を欠いている。そのため、大久保氏は「公武合体制」を江戸時代からも明治時代からも独立した体制概念として使用しようと試みるにもかかわらず、一般的には江戸時代の末期形態として受け入れられてきている。また「公武合体制」は、「尊王攘夷派」を対立概念にもつが、「公武合体制派」には、尊王を明言する者もおり、急進的な攘夷に対しては否定的であったとしても、長期的には攘夷に賛同している。一方、「一会桑政権」も「一会桑」がこの時期政治的に上昇していることは間違いないにしても、「政権」と言い得るほどの一体性や権力と

しての中心性をもっていたかとなると疑問が残る。「一会桑」は幕府から相対的に独立し、朝廷において主導権を握ったことにより政治的影響力を獲得しており、朝廷を位置づけられない限り「一会桑」の政治上昇は説明ができない。体制概念としては、「一会桑」の基盤となっている権力構造を見極める必要がある。

一八六二年以降の朝廷や幕府は、新たに再編され、近代国家の機関としての道を歩みつつあり、単に旧体制を維持しようとしていたわけではない。ウエスタン・インパクトのなかで、天皇権威をもとに近代国家の道を模索したこの時期にふさわしい体制概念が必要なのではないか。

体制概念を設定する時、個別の権力闘争より距離を置き、体制を維持する正当性がどこにあったのかを議論した上で、権力の正当性に見合った名称を付ける必要がある。一八六〇年代は、さまざまな政治勢力が入り乱れ、複雑な権力闘争を繰り広げるが、特定の政治勢力の動向にとらわれずに、国家の意志決定がどのように変容しているのか、権力の正当性を各政治勢力はどこに求めているのかに注目し、体制概念を考えたい。

一八六〇年代以降になると権力の正当性として、「天皇」「公論」「軍事力」が意識され、一八六〇年代以降の中央権力は、権力を維持するために、「天皇」「公論」の取り込み、「軍事力」の優位性保持に懸命となっている。

例えば、八・一八政変では、「天皇」を取り込むことがクーデター成功の勝敗をわけていた。また、参与会議・雄藩への意見聴取が頻繁に行われていたように、重要案件では、朝廷は藩を単位に士族層の「公論」の取りまとめを行っている。禁門の変の後に行われた第一次長州戦争

は、勅令を奉じて「軍事」的に長州藩を圧倒したように、「軍事力」の優位性を広く誇示することで権力維持をはかっている。

この「天皇」「公論」「軍事力」のうち、権力の正当性の論理として第一に位置づけられていたのは「天皇」であったと思われる。八・一八政変とその後の第一次長州戦争では、薩摩藩や会津藩はまず「天皇」の身柄を確保し、その後「軍事」的に敵対勢力である長州藩を圧倒し、この事実の上に立って雄藩の支持を取り付けている。王政復古クーデターと戊辰戦争でも権力奪取の手続きは同様である。薩摩藩と長州藩は、明治天皇という幼帝を確保した上で、小御所会議での雄藩を交えた朝議で、政局の主導権を握っている。さらに「天皇」権威を全面に出して鳥羽伏見の戦いへのぞみ、「軍事」的に徳川宗家・会津藩・桑名藩などの敵対勢力を圧倒し、士族層の「公論」取り付けに成功している。八・一八政変と王政復古クーデターの手順をみても、一八六〇年代のクーデターを正当付けているものななかで、「天皇」が欠くことのできない最大の要因であることがうかがえる。

また権力構造としては、孝明天皇を頂点に、大政の決定を雄藩の意向を踏まえた朝廷における朝議が受けもち、その大政の執行を一八六四年四月以降幕府が分担していた。さまざまな政治勢力の権力闘争の結果、孝明天皇や朝廷の主体性が現実的に損なわれることが多かったにしても、国家機構の再編という視点からみると、孝明天皇・朝廷は権力の中心へと位置づけられている。「天皇」権威に権力の正当性が認められ、なおかつ権力構造の面でも大政の決定機関として孝明天皇・朝廷が中心に位置づけられているとなると、「明治政府」のように天皇名を政府名称につけた方が、近世的イメージを払拭する上でも、日本型近代国家の

特徴を把握する上でも適当なのではないか。江戸に大政の決定・執行のあった江戸時代の体制と明確に区別するために、この時期の政府形態として「孝明新政府」（以下カッコをはずす）という名称を提起したい。

第五章 戊辰戦争の性格

一八六二年以降の体制を江戸時代とは別個のものであり、近代国家機構への再編の一環であると考えた場合、戊辰戦争や明治新政府の位置づけも従来とは異なった見解を提示することになると思われる。戊辰戦争の性格についての本格的論争は一九六〇年代における「原口清・石井孝論争」が有名であるが、基本的な争点はこの論争のなかに多くが示されている。

原口清氏は、戊辰戦争の基本的性格を列藩同盟権力と絶対主義権力との闘争と捉え、討幕派によって生み出された天皇制政権の絶対主義的性格を強調し、戊辰戦争を絶対主義の確立過程として捉える。徳川政権・公議政体派・奥羽越列藩同盟を同質の列藩同盟権力とみている。³⁸

一方石井孝氏は、戊辰戦争の基本的性格としては、絶対主義への道を歩む二つの陣営の戦争であったとする服部之総氏の論を継承する。しかし、戊辰戦争の本格的段階は江戸開城で終結し、奥羽同盟は何ら絶対主義へのコースをたどるものでない、本来の意味の封建領主勢力であったとして、複合的性格にも着目して戊辰戦争像を展開している。³⁹

この論争で提示された戊辰戦争をめぐる争点を大きく二つにまとめると、第一に戊辰戦争の基本的性格が、封建勢力対絶対主義勢力であったのか（原口説）、それとも二つの絶対主義勢力の対立であったのか（服

部・石井説)という点、第二は戊辰戦争のもつ複合的性格をどう捉えるのか、特に奥羽越列藩同盟をどう捉えるのかという点に整理できよう。

第一の争点については、一八六〇年代の捉え方によって結論がわかれてくる。つまり、江戸幕府をはじめとする封建勢力が旧体制維持を模索していた時期なのか(原口説へ)、それとも朝廷・幕府は再編され、近代国家への転換を模索していた時期なのか(服部・石井説へ)によって戊辰戦争の基本的性格の理解に差異が生じているのである。

一八六二年より六七年までの中央政権を孝明新政府という名称であらわし、江戸時代と違って、朝廷を頂点に幕府・雄藩が国家の機関として位置づけ直された権力構造であったと考えた場合、戊辰戦争はどのような性格の戦争として位置づけられるのだろうか。

戊辰戦争を構成する主要な戦いに、鳥羽伏見の戦い・江戸城開城・会津戦争・箱館戦争があるが、従来のように江戸幕府の崩壊過程のなかで戊辰戦争を理解しようとすると、江戸城開城までは戊辰戦争の基本的性格として位置づけることができるものの、江戸幕府の本拠地が攻略されたあと、なぜ会津で戊辰戦争最大の決戦があったのかについて、整合的な説明がしきれていないように思われる。

石井孝氏は、戊辰戦争の基本的性格を二つの絶対主義勢力の戦いと規定し、一八六〇年代の認識については私と近い立場にある。しかし、戊辰戦争の基本的性格で主要な戦いは、鳥羽伏見の戦いと江戸城開城であるとし、会津戦争は戊辰戦争のもつ複合的性格を分析する上で重要だが、戊辰戦争の基本的性格から言えば、二次的な戦いであると論じている。

佐々木克氏は、戊辰戦争に奥羽越列藩同盟の視点を加えて会津戦争を

分析しているが、これも近代国家形成史のなかに会津戦争を位置づけようとしているわけではなく、石井孝氏の言う戊辰戦争のもつ複合的側面を豊かにふくらませようという意図から出発している。⁽⁴⁰⁾

星亮一氏は、勝者の側から描かれやすい明治維新史を批判し、敗者にとって明治維新とは何だったのかという視点から会津戦争を捉え直す⁽⁴¹⁾として、戊辰戦争は一種の情報戦であり、「官軍」「賊軍」に代表される勝者の側の一方的な論理を検証しようという姿勢は継承すべきであろう。しかし、勝者の論理を相対化するためには、敗者の論理を取り上げるだけでなく、近代国家成立史のなかで戊辰戦争はどのような性格をもつものであったのか、という根本部分を問わなければ、結局戦争の敗者が勝者の論理を越えることはできない。

なぜ江戸ではなく会津や東北で戊辰戦争最大の悲劇と呼ばれるような死闘が繰り広げられなければならなかったのか。江戸幕府の崩壊過程のなかに戊辰戦争を捉える立場で、この素朴な疑問に正面から答えることができないのなら、近代国家成立史における戊辰戦争の位置を見直す必要があるのではないか。

江戸幕府に大政の決定・執行権のあった江戸時代の終焉を一八六二年と考え、それ以後は雄藩を交えた朝廷での朝議が大政の決定を担い、幕府が大政の執行を分担する孝明新政府が誕生したとみた場合、戊辰戦争は孝明政府の崩壊過程として位置づけられる。そのとき、会津戦争の死闘はどのように理解できるのだろうか。

八・一八政変以後の孝明政府の首脳を整理しておきたい。朝廷で実権を握っていた者として、孝明天皇・関白二条斉敬・国事扶助の中川宮、京都在住の雄藩として朝議に影響力をもっていた勢力に、慶喜に代表さ

れる徳川宗家、京都守護職の地位にある会津藩、京都所司代である桑名藩、それに薩摩藩が存在する。しかし、慶喜がしだいに朝議の実権を握るようになると、孝明政府内で薩摩藩が孤立し、孝明政府の宿敵であった長州藩と同盟を結ぶことになる。

一八六六年（慶応二）以後は孝明政府が解体されていく過程である。中川宮は一八六六年八月に廷臣列参奏上を受けて引退し、しだいに影響力を失っていく。同月慶喜は徳川宗家を継ぎ、十二月には將軍職に就き幕府の実権を握るが、その月に孝明天皇が病死し、孝明政府の中心が失われてしまう。これに代わって長州藩に同情を寄せる公卿が朝廷内部で台頭し、一八六七年（慶応三）十月には討幕の密勅が薩摩藩と長州藩に出された。徳川慶喜は、大政の決定機関である朝議での巻き返しに期待をかけて雄藩を朝議に招集し、さらに討幕を避けるために大政の執行機関としての將軍職を朝廷に返上した。

しかし、薩摩藩・長州藩は、八・一八政変にならって、明治天皇の身柄を押さえた上で朝議でクーデターをおこし、王政復古を行った。王政復古クーデターは「自今撰関幕府等廃絶」という宣言文からもうかがえるように、孝明政府の首脳を構成した関白二条斉敬、前將軍徳川慶喜を開放することが主目的であったと言える。ただこの時点で、大政の決定機関である朝議の大勢が薩摩藩・長州藩主導のクーデターに好意的であったわけではない。一八六八年一月の鳥羽伏見の戦いで、薩摩・長州藩を母体とする軍隊が孝明政府を構成していた徳川宗家・会津藩・桑名藩などの軍隊を軍事的に圧倒したことにより、朝議の大勢が明治天皇を擁した薩摩・長州藩側に傾くことになる。

一八六八年四月、江戸城無血開城により、徳川宗家軍は組織的抗戦を

中止する。孝明天皇の死去以降、孝明政府の首脳は次々と朝廷より排除されてきた。王政復古クーデターで関白は追放され、江戸城開城で徳川宗家は組織的抗戦を中止する。こうして会津戦争前夜において孝明政府首脳のうち組織的継戦能力をもっていたのは会津藩しかなかった。

会津戦争において、会津藩は徳川家の恩顧とともに故孝明天皇の密勅をかかげているように、自己の正当性を孝明天皇に求めている。また明治新政府が執拗に会津藩を敵対勢力と目したのは、会津藩が京都守護職の地位にあったときの対立が根底にある。会津藩は、孝明天皇を頂点に朝廷・幕府・雄藩が国家機関として再編された孝明政府の最後に残された首脳である。戊辰戦争を江戸幕府の崩壊過程としてではなく、孝明政府の崩壊過程として理解した場合、会津戦争は二つの近代国家建設を目指した孝明政府と明治新政府による事実上の最終決戦として、その死闘を説明づける事ができるように思われる。つまり、会津戦争は、孝明政府と明治新政府による権力抗争という戊辰戦争の基本的性格のなかで、最終局面に位置するものではないか。

おわりに

本稿では、日本における国民国家形成の過程を考えるために、天皇権威の上昇を背景に、いつ天皇が権力の中核に位置づけられたかを考察した。得られた結論を三点にまとめておきたい。

第一に、中央権力の推移を国策の最終的決定はどこで行われてきたか、決定文書は何かという観点から考察したとき、大政の決定・執行がともに江戸幕府内部で行われていた構造が、攘夷運動が高まる一八六二

年を画期に変わる。幕府による安政の大獄の失敗、和宮降嫁問題で朝廷と幕府の立場が逆転すると、攘夷実行のために雄藩主導の幕政改革が行われ、京都においても將軍・諸大名が上洛し、制度や人事が一新され、朝廷を頂点とする攘夷実行のための新体制が形作られる。勅令も幕令との関係があまりではあったが、諸大名に頻繁に伝達されるようになってきた。八・一八政変で長州藩がこの新体制から追放されると、朝廷を頂点とする大政の決定・執行のシステムが整備される。すなわち、朝廷における雄藩を交えた朝議が大政を決定し、幕府はそれを執行する機関として位置づけ直された。幕府への大政委任、十五代將軍の任命も大政の決定が朝廷における雄藩を交えての朝議にあることを前提に行われたものであった。また一橋慶喜・松平容保は、朝議においてその大政の決定に参加し、影響力をもった。

第二に、一八六二・三年以降、さまざまな政治勢力の権力闘争の結果、孝明天皇や朝廷の主体性が現実的に損なわれることが多かったにしても、国家機構の再編という視点からみると、孝明天皇・朝廷は権力の中心へと位置づけられている。「天皇」権威に権力の正当性が認められ、なおかつ権力構造の面でも大政の決定機関として孝明天皇・朝廷が中心に位置づけられているとなると、「明治政府」のように天皇名を政府名称につけた方が、近世的イメージを払拭する上でも、日本型近代国家の特徴を把握する上でも適当なのではないか。江戸に大政の決定・執行のあった江戸時代の体制と明確に区別するために、この時期の政府形態として孝明新政府という名称を提起した。

第三に、戊辰戦争を二つの近代化勢力である明治新政府対孝明政府の戦争と位置づけた。一八六六年孝明天皇が死去し、幼い明治天皇が踐祚

位すると、長州系の公家が朝廷に再び進出、孝明政府を構成していた徳川慶喜・会津松平容保らは天皇の掌握が困難となる。これにかわって、孝明政府の朝敵であった長州藩と途中で孝明政府から離脱し、長州藩と同盟を結んだ薩摩藩は、明治天皇の掌握に成功、権力の正当性の関係は逆転し、明治新政府樹立へとつながる。明治新政府は、徳川幕府を朝敵としていたというよりは、孝明政府首脳を敵視していたため、江戸城開城後も戦争は続き、会津戦争が戊辰戦争最大の戦いであった。

註

- (1) ベネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳『想像の共同体』（リポート、一九八七）は、従来国民国家の暴力的側面ばかり注目されてきたのに対し、国民国家の容易に移植される側面に注目している。
- (2) 西川長夫氏は「一八世紀 フランス」（歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、一九九四）のなかで、国民国家の特徴を三点指摘している。原理的には国民主権と国家主権によつて特徴づけられる。国民国家には国民統合のためのさまざまな装置が必要であると同時に、国民統合のための強力なイデオロギーが不可欠である。国民国家は他の国民国家との関連において存在する。つまり、国民国家は世界的な国民国家システムの中に位置づけられる。
- (3) 帝国主義に関する研究は多いが、近代の画期を第一次世界大戦におく、I・ウオーラーステイン、川北稔訳『近代世界システム』（岩波書店、一九八一）、同、本多健吉・高橋章監訳『脱社会科学—19世紀パラダイムの限界』（藤原書房、一九九三）を参照されたい。
- (4) 安丸良夫『近代天皇像の形成』（岩波書店、一九九二）。
- (5) 藤田覚『幕末の天皇』（講談社選書メチエ、一九九四）。
- (6) 正親町三条実愛『御評議簡條』。
- (7) 中山忠能『中山忠能日記』（日本史籍協会叢書）。
- (8) 久邇宮朝彦親王『朝彦親王日記』（日本史籍協会叢書）元治元年十月十

二日条。なお、『國事文書寫』元治元年十月十七日に、朝廷が徳川慶勝に渡した「達書」がある。

(9) 久世通熙『久世家文書』（日本史籍協会叢書）慶応元年一月十五日、柳原中納言書翰。

(10) 『久世家文書』慶応元年二月、慶勝上申書。

(11) 『宸翰』（近衛家藏）安政五年五月十一日。

(12) 同右、安政五年五月二十五日。

(13) 一条忠香『一条忠香日記抄』（日本史籍協会叢書）安政五年六月二十八日。

(14) 九条尚忠『九条尚忠文書』（日本史籍協会叢書）安政五年八月八日。

(15) 『若狭藩士三浦吉信所蔵文書』勅書写。

(16) 『中山忠能履歴資料』（日本史籍協会叢書）文久二年十月、十四藩へ内達書。

(17) 橋本実麗『実麗卿記』文久三年六月十五、十六日。

(18) 世古延世『世古延世雜記』（東北大学狩野文庫蔵）文久三年、因幡藩幕府二申稟書 別紙。

(19) 『中山忠能履歴資料』文久二年五月。

(20) 文久の幕政改革はこの体制再編の一環として位置づけられる。文久の幕政改革の画期性については、三谷博「文久幕政改革の政治過程」（近代日本研究会編『幕末・維新の日本』山川出版社、一九八一）を参照されたい。

(21) 『東坊城任長朝臣記』文久三年三月五日。

(22) 『久邇宮國事文書寫』文久三年二月十四日。

(23) 『中山家 國事關係書類』文久二年十一月二十一日、書改自武傳被達。

(24) 『言渡 議奏役所記録』文久二年十二月十六日、武伝被付。

(25) 『村井政禮手録』文久二年七月十五日。

(26) 『久邇宮國事文書寫』文久二年十二月六日。

(27) 『御評議簡條』元治元年四月二日。

(28) 『中山忠能卿手録』元治元年四月二十日。

(29) 『朝彦親王日記』慶応元年二月七日。

(30) 同右、慶応元年二月二十二日。

孝明新政府論（後藤）

(31) 『松平容保手録』文久四年二月、宸翰寫。

(32) 『御評議簡條』元治元年三月二十三日、二十六日。

(33) 『朝彦親王日記』慶応二年八月二日。

(34) 『國事文書寫』慶応二年九月、紀伊藩主徳川茂承上書。

(35) 大久保利謙『明治維新の政治過程』（吉川弘文館、一九八六）一頁。

(36) 田中彰『開国と倒幕』（集英社、一九九二）一九四〜二〇二頁。

(37) 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』（吉川弘文館、一九九五）。

(38) 原口清『戊辰戦争』（塙選書、一九六三）。

(39) 石井孝『日本開国史』（吉川弘文館、一九七二）、「戊辰戦争についての一試論」（東北史学会『歴史』第二六輯、一九六三）。

(40) 佐々木克『戊辰戦争』（中央公論社、一九七七）。

(41) 星亮一『敗者の維新史』（中公新書、一九九〇）。